

後期高齢者歯科健診を受けましょう

生涯にわたって自分の口で食事や会話を楽しめるよう、市では後期高齢者の方向けに歯科健診を実施しています。この機会に自身のお口の健康を見直してみませんか。

▶期間 7月1日(月)～令和2年1月31日(金)

▶対象 後期高齢者医療制度に加入している方(長期入院中の方や施設入所されている方は対象外)
※昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれの方には、埼玉県後期高齢者医療広域連合から歯科健診の案内が届きます。確認の上、受診してください。

▶費用 無料(2回目以降は自己負担)

▶その他 健診の結果、治療が必要と判断された場合には、別途治療費がかかります。

▶申し込み 直接または電話で保険年金課へ申し込みください。受診希望者に、受診票、問診票を交付します。その後、市内の実施医療機関に直接申し込みください。実施医療機関一覧は、受診票、問診票と併せてお渡しします。

▶問い合わせ 同課(内線271・227)

後期高齢者医療制度に加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新となることから、新しい保険証を7月中にお送りします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。

このうち負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(水)までに保険年金課へ申請してください。

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が2人以上】

被保険者の平成30年中の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】

①被保険者本人の平成30年中の収入額が383万円未満

②上記①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の平成30年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方が通院・入院する際、事前に申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月につき1医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成31(令和元)年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・個人番号カードまたは通知カード

後期高齢者医療に加入している方

市民税非課税世帯の方は、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月につき1医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

※有効期限が平成31(令和元)年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

国民健康保険に加入している70歳以上の方へ

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日に更新となることから、新しい受給者証を7月中にお送りします。医療機関にかかる際は、保険証と高齢受給者証の2枚を提示してください。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により2割または3割となります。

このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が2割となりますので、7月31日(水)までに保険年金課へ申請してください。なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が2割となる場合

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】

被保険者の平成30年中の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】

被保険者本人の平成30年中の収入額が383万円未満

【同じ世帯に後期高齢者医療制度加入者がいる世帯の方】

後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方と被保険者本人の平成30年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

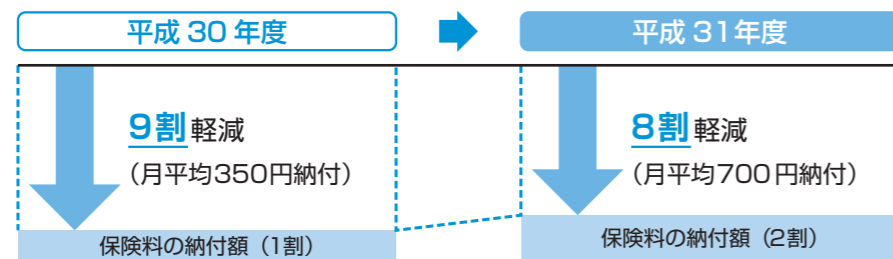
- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類
- ・個人番号カードまたは通知カード

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)

75歳以上で年金収入80万円以下の方へ

これまで、後期高齢者医療制度の保険料均等割が9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。これは、今年度、所得の低い高齢者への介護保険料の負担軽減が強化されたことと、所得の低い年金受給者の方への年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が10月から始まることによるものです。

(例)年金収入80万円以下の方



▶注意

- ・65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。
- ・老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村住民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間などにより異なり、基本的に10月分・11月分を12月(年金の支払日と同日)に振り込みます。
- ・医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

▶問い合わせ

後期高齢者医療制度については保険年金課(内線226・227)

年金生活者支援給付金についてはねんきんダイヤル☎0570-05-1165

糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施します

市では、国民健康保険に加入されている方を対象に、医療機関受診状況(レセプトデータ)や特定健康診査の結果などから生活習慣病重症化予防対策として「糖尿病性腎症重症化予防事業」を実施しています。

対象者には案内を送付済みです。ぜひご活用ください。

▼事業内容

保健指導

現在、糖尿病で治療中の方を対象に実施する、食事や運動など、生活習慣を改善するための相談支援です。かかりつけ医と相談の上、ぜひご参加ください。

受診案内

糖尿病の治療が必要な方や治療を中断されている方を対象に、医療機関への受診案内を送付しています。案内が届いた方は、医療機関で受診してください。

保健指導継続プログラム

平成28年度・29年度・30年度に本事業の6カ月間の保健指導プログラムを修了された方を対象に、引き続き生活改善の相談支援を実施します。

▼その他

この事業は、県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同で実施しており、株式会社NTTデータ、株式会社NTTネクスピアなどに委託し実施します。委託先の保健師などから電話で参加の案内、受診の確認などの連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)